

令和6年度 学校監査結果報告書

令和7年1月9日

静岡市監査委員
同
同
同

遠	藤	正	方
白	鳥	三	和子
寺	澤		潤
稻	葉	寛	之

目 次

第 1	監査の基準	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の主な実施内容	2
第 6	監査の実施場所及び日程	2
第 7	監査の結果等	2

| | |------| | 学校監査 | |------|

監査の結果等	5
--------	---

第1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

- 1 監査の名称
令和6年度学校監査
- 2 根拠法令
地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

第3 監査の対象

下表に掲げる市立小学校及び市立中学校における令和6年度の学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務も対象とした。

小学校 (25校)	賤機南、賤機中、賤機北、松野、大河内、梅ヶ島、井川、 <u>大川</u> 、西奈南、森下、大里東、 <u>大谷</u> 、久能、長田西、富士見、南部、 <u>長田北</u> 、宮竹、清水入江、 <u>清水不二見</u> 、清水駒越、清水三保第一、清水三保第二、蒲原東、蒲原西
中学校 (13校)	賤機、西奈、大河内、梅ヶ島、井川、 <u>大川</u> 、高松、 <u>長田西</u> 、 <u>南</u> 、 <u>清水第四</u> 、清水第五、清水第八、蒲原

※ 市内の市立小学校及び市立中学校を小中一貫グループの区分に分けた上で、3年で全ての小中学校が一巡するサイクルで対象校を選定している。

なお、表中の下線の学校は、現地調査対象校である。

第4 監査の着眼点

- 1 校舎及び校地の目的外使用許可等が適正に行われているか。
- 2 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- 3 備品の管理は適正に行われているか。
- 4 薬品類の管理は適正に行われているか。
- 5 校内及び校外における児童・生徒に対する安全管理は適正に行われているか。
- 6 災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策が適正に定められているか。
- 7 個人情報の管理は適正に行われているか。
- 8 学校施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- 9 学校内における危機管理体制（学校内における事件・事故、いじめ、体罰）について、教育委員会事務局等に連絡し、報告する体制はとられているか。また、未然防止及び再発防止に向けた取組は行われているか。
- 10 学校預かり金の管理は適正に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

1 本監査

監査委員による説明聴取及び質疑並びに施設等の調査を実施した。

2 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取並びに現地調査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
本監査	長田北小学校、長田西中学校	令和6年11月5日
予備監査	現地調査対象校、監査委員事務局執務室など	令和6年9月9日から 令和7年1月9日まで

第7 監査の結果等

1 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

（1）監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

第1から第6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

（2）監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、7件の指摘事項があった。

（3）12件の意見があった。

2 その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

15件の指導事項があった。

監査の結果等の詳細は、後述のとおりである。

用語説明

1 指摘事項

合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

3 意見

監査の結果に必然的に伴う、監査委員の意見である。

【参考】

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 略

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

第5項から第8項まで 略

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第75条第3項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

第11項以降 略

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第6号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

（2）行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

学校監査

監査の結果等

1 指摘事項・指導事項

(1) 校舎及び校地の目的外使用許可等の状況

校舎及び校地の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について監査した結果、指摘事項はなかった。

なお、校舎及び校地の目的外使用許可に関して 2 件の指導事項があった。

(2) 郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について監査した結果、指摘事項等はなかった。

(3) 備品の管理状況

今年度及び過年度に購入等した備品の管理状況について監査した結果、指摘事項はなかった。

なお、備品の登録に関して 1 件の指導事項があった。

(4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品並びに農薬の管理状況について監査した結果、5 件の指摘事項があった。

【指摘事項】

理科準備室の薬品の管理について（5 件）

<大谷小学校>

ア 教育委員会の通知によれば、理科準備室で使用する薬品については、使用ごとに現物と薬品管理簿の残量が一致するよう管理することとされている。

しかし、現地調査実施日に二酸化炭素（一般薬品）の缶の残数確認を行ったところ実数は 1 本であったが、薬品管理簿には 4 本と記載されており、3 本の使用が不記載であった。

<長田西中学校>

イ 教育委員会の通知によれば、毒物及び劇物取締法第 12 条第 1 項の規定に基づき劇物の保管容器には、「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、劇物である塩酸及び硫酸の容器にその表示がされていなかった。

<南中学校>

ウ 教育委員会の通知によれば、理科準備室で使用する薬品については、使用ごとに現物と薬品管理簿の残量が一致するよう管理することとされている。

しかし、現地調査実施日に塩酸（劇物）の残量確認を行ったところ実測値は 322 グラムであったが、薬品管理簿には 332 グラムと記載されており、10 グラムの使用が不記載であった。

エ 教育委員会の通知によれば、理科準備室で使用する薬品については、8 月、12 月、3 月に残量の定期点検を行うこととされており、その点検時には薬品管理簿

に薬品の残量を記載することとされている。しかし、8月点検時において、アミラーゼ（一般薬品）の残量が不記載であった。

<清水第四中学校>

オ 教育委員会の通知によれば、理科薬品の毒物及び劇物の保管庫は、毒物・劇物専用のものが望ましいものの、校舎の構造上、一般薬品も収納しなければならない場合は、段を変えたり、ケースを使用したりして毒物及び劇物と一般薬品を区別することとされている。

しかし、一部の薬品について、劇物と一般薬品を区別せずに、同じ保管庫の同じ段に保管しているものがあった。

(5) 校内及び校外における安全管理の状況

学校活動における防犯対策及び通学路等における交通安全対策について監査した結果、指摘事項はなかった。

なお、防犯カメラの設置に関して3件の指導事項があった。

(6) 災害対策に係る状況

災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策について監査した結果、指摘事項等はなかった。

(7) 個人情報の管理状況

学校における児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について監査した結果、指摘事項はなかった。

なお、USBメモリ使用管理簿の記載に関して1件の指導事項があった。

(8) 学校施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカーゴール等の器具などの管理状況について監査した結果、1件の指摘事項があった。

なお、校舎外の設備に関して2件の指導事項があった。

【指摘事項】

危険物の管理について

<大川小中学校>

教育委員会事務局が定めた事務処理の手引き中「危険物の管理に関するマニュアル」によれば、灯油、ガソリン等の燃料に類するもの等は危険物として取り扱うこととされており、危険物を保管する際には、取扱状況に関する使用簿により、残量と照合するなどして定期的な点検を行うこととされている。

しかし、倉庫に保管しているガソリン及び灯油については使用簿を作成していたものの、エンジンオイルについては使用簿が作成されていなかった。

(9) 学校内における危機管理体制

学校内における事件・事故、いじめ及び体罰に関して、教育委員会へ連絡・報告を行う体制及び未然防止、再発防止等に係る取組の状況について監査した結果、1件の指摘事項があった。

なお、いじめ被害及び事故の報告に関して6件の指導事項があった。

【指摘事項】

いじめ被害に係る報告について

＜南部小学校＞

教育委員会の通知によれば、いじめを覚知したときには直ちに教育委員会事務局に電話により概要を報告し、発覚日から原則1週間以内に児童（生徒）事故報告書を提出することとされている。

しかし、令和6年4月から8月までの間に2件のいじめを確認していたが、軽微な段階で早期に発見できたこと、児童への指導や保護者への報告を覚知日のうちに完了できたこと、いじめが継続せずに解消したと判断したことを理由として、いじめを覚知したときに義務付けられている教育委員会事務局への電話連絡及び文書による報告を行っていなかった。

(10) 学校預かり金の管理状況

学年費などの学校預かり金の管理状況について監査した結果、指摘事項等はなかった。

2 意見

(1) いじめ及び事故が発生した際の教育委員会事務局への報告について

教育委員会の通知によれば、児童生徒の事故報告について、事故発生（発覚）後、原則 1 週間以内に事故報告書を提出することとされており、また、いじめ及び緊急を要する場合については、それに加え、直ちに電話により教育委員会に概要を報告することとされている。

しかし、今回の学校監査において、いじめを覚知していたにもかかわらず軽微なものと判断して教育委員会に報告をしていなかった事例が 1 件、教職員の失念により事故報告書の提出が遅れていた事例が 6 件、見受けられた。

いじめや事故の対応については、学校と教育委員会が連携して児童生徒の安全を確保しなければならないことから、早急に情報共有し組織的に対応することが重要であることに加え、学校でいじめや事故が発生した際にその事実を教育委員会に報告していない場合には、学校による隠蔽との指摘を受ける可能性もある。

そのため、各学校にあつては、いじめ及び事故発生の際の報告等の手続を遵守するとともに、教育委員会にあつては、それらの手続が適切に行われているか改めて確認し、各学校において継続して手続が遵守されるよう必要となる周知が行われることを望むものである。

(2) インターネット上のトラブルへの対応について

SNS 等のインターネット上のトラブルについては、学習用端末だけでなく個人のスマートフォンや家庭のパソコンの使い方などにおいても課題であり、インターネット上のいじめや犯罪被害にも関連する問題である。

そのため、情報モラル教育が必要とされているが、長田西中学校では、教職員に対して随時 SNS トラブルに関する研修を行っているほか、入学説明会や全校集会の際に静岡南警察署のスクールサポーターを招いて、SNS トラブルについての注意喚起を行う等、対策を講じているとのことであった。

情報モラルは、在学中のみならず、生徒の将来にわたっても重要であり、学校だけの対応には限界があることから、今後も、関係機関や家庭、地域と連携した効果的な取組を進めていくことを期待する。

なお、取組を進めるに当たっては、子どもたちの「疑問な点を自ら調べる。」という意欲を削ぐことのないよう留意する必要があることを申し添える。

(3) 学校と地域の連携について

長田西中学校に地域で実施する総合学習の実施状況等について確認したところ、昨年度の 2 年生が総合学習「おさだ学」の中で実施した「未来の長田を考える」という発表会の内容について、見学に来ていた地域の方に賛同していただき、徳願寺の参道に生徒と地域の方々とで一緒に作成した竹灯籠を飾るというイベントが実施され、今年度も継続して実施している。竹灯籠のプロジェクトに関わっている地域の方々と竹灯籠を作成する生徒たちの意見交換の場を設けて、お互いがこのプロジェクトを自分ごととして捉えることで、持続可能なものにしていきたいとの説明があった。

また、挨拶を広める活動を地域の方々と一緒に行っているが、3年目となった今年、「長田西中生に気持ちの良い挨拶を受けたので、褒めてあげてほしい」との連絡を地域の方からいただいた旨の説明もあった。

学校と地域との連携による「横のつながり」が静岡型小中一貫教育の特徴の一つとされているが、長田西中学校においては、効果的な取組が行われている様子がうかがえた。

学校と地域との連携は、総合学習等の学校活動だけでなく、災害時にも重要なものとなることから、今後も、学校と地域との良好な関係を継続していくことを期待する。

(4) ICT機器の有効活用について

長田西中学校の改善調書に、「使用管理簿への記載が煩わしいと感じている教員がICT機器の使用を躊躇い、授業での活用がされていない。」との記載があったので確認したところ、使用管理簿は、データ消去の確認等の必要事項を記載し、確認者の押印等を要するもので、機器の紛失防止及び個人情報の流出防止の観点などから紙ベースで管理されているとのことであった。

現在は、記載しやすい環境を整えることで改善されたとのことではあるが、使用管理簿への記載が煩わしいことを理由に、配備されたICT機器を使用しない教員がいるのでは、機器配備は意味をなさない。

教育委員会事務局は、このことを1校の課題としてではなく、全市的な課題として認識し、先生単位での差が生じないように、「授業でのICT機器活用の必要性」について積極的な指導を行うとともに、効率的なワークフローとなるよう引き続き手順や手続の見直しを図り、配備されたICT機器が有効に活用され、その効果が最大限発揮されることを期待する。

(5) 地域クラブとの連携について

監査資料の「事件、事故の報告状況について」によると、長田西中学校では、4月から8月までの間に21件の事件・事故が発生しており、このうち、10件が部活動中の怪我となっていたことから、再発防止に向けた取組を確認したところ、教職員には、部活動等での怪我についての周知や事故防止の注意喚起を行い、生徒自身にも、こまめな水分補給や適度な休憩、活動前後のストレッチを十分行うこと等について指導しているとのことであった。

しかし、再発防止の取組について、週末に実施する地域クラブとの情報共有について確認したところ、地域クラブについては、特に情報は共有していないが、平日の部活動での指導で生徒への事故防止策は周知されていると考えているとのことであった。

個々の部活動で発生した事故は、地域クラブでも起こり得るものであり、また、事故防止のためには、生徒目線での対応だけでなく、指導者目線での対応も必要となる。

令和6年12月24日の市長定例記者会見によると、今後は、庁内一体となって検討を進めていくこととなり、市長部局（総合政策局）を中心とした「しずおか地域クラブ活動推進プロジェクトチーム」により部活動から地域クラブへの転換に向けた取組を進めていくとのことであるため、各学校と地域クラブとの関係や役割は今後、整理

されていくことと考えられるが、地域に移管されるとしても、そこで活動することとなる子どもたちは各校の生徒であることに変わりはない。事故発生の抑制を始め、安全安心な地域クラブの活動となるよう各学校においても関係機関と連携を密にし、円滑な移行に向けた準備が進められることを望むものである。

(6) 通学路の安全確保について

長田北小学校の学区は、国道1号等の交通量の多い道路に加えて、細い路地が縦横に走っており、登下校を始め、歩行や自転車による通行には注意が必要とされている。そのため、日常的にPTA、地域の協力で登下校の見守りも実施しているほか、年3回の教職員による一斉登下校指導、交通安全リーダーと語る会の実施、6年生による学区内危険個所の調査を実施しているとのことであった。

また、国道1号駿河大橋のリバーシブルレーンの廃止に伴い、学区内の交通規制の変更が見込まれることから、安全な交通環境の維持に向け、地域と連携して取り組んでいくとのことであった。

今後も、学校とPTA、地域が連携し、児童が安全に登下校できる環境が維持されていくことを望むものである。

(7) 災害等発生時の安全確保対策について

長田北小学校では、避難訓練を年6回実施しており、内容も、避難経路の確認、浸水被害に備えた垂直避難、大規模地震等に備えた引き渡し訓練、地震や火災を想定した抜き打ち訓練等、様々なケースを想定して実施しているとのことであった。

同一内容の訓練の繰り返しではなく、多様化する災害に対応した訓練を実施していること、事前予告のない抜き打ち訓練を実施していること等、災害発生時の安全確保に向け積極的に取り組んでいることは評価すべきものと考えている。

災害の多様化により、今までの想定とは異なる危険の発生もあり得ることから、今後も、様々な災害に関しての情報収集に努めるとともに、訓練内容の検証を行い、効果的な訓練が継続するよう取り組むことを期待する。

なお、長田西中学校、長田北小学校ともに児童生徒の入学時から卒業時までの期間で児童生徒の非常食の備蓄をしていたが、このように入学時から非常食を備えておくことは良い取組であるため、全市的に継続した取組となることを望むものである。

(8) 不審者からの安全確保対策について

長田北小学校では、不審者からの安全確保に対する訓練について、教職員に対しては警察からの指導による訓練を実施しているが、児童に対しては特に訓練は実施していないとのことであった。不審者が現われたときに教職員のみで児童を守ることができない状況や児童が不審者を発見するような状況となることも想定される。そのような場合に備えて、児童自身が不審者から安全に逃げたり、不審者がいることを教職員や周囲の大人、他の児童に知らせたりするような訓練も必要となると考えられる。市内には児童への不審者対策の訓練を実施している学校もあることから、児童の安全確保のためのより良い取組が進められることを望むものである。

(9) 教職員の働き方改革について

長田北小学校の課題調書では、超勤 45 時間を超える教職員が毎月多数いることへの解決方法として、スクールサポートスタッフなどを活用することで業務の効率化を図るとされていたことから、その状況について確認したところ、近年、スクールサポートスタッフや I C T 支援員、地域学校協働活動推進員などの配置により、配布物の整理や I C T 機器の支援などといった教職員の業務をサポートするような取組により負担軽減が図られているものの、教職員不足のため、改善が思うように進まないとのことであった。

教職員の勤務時間を適正化することは、教職員の労働環境の改善だけではなく、教職員が児童・生徒に向き合う時間が増えることで学びの環境の充実につながることから、必要な取組であると考えます。

そのため、教育委員会事務局は、教職員の勤務時間の適正化を図るため、定数の適正化や定数確保に取り組むとともに、引き続き教職員の業務をサポートするような仕組みを検討し、学校にあっては、教職員間の負担の公平性の確保や日々の事務の効率化に取り組むことで、教職員の働き方改革が推進されることを期待する。

(10) いじめ対策及びヤングケアラーへの対応などについて

長田西中学校及び長田北小学校にいじめ対策について確認したところ、各校で定めた学校いじめ防止基本方針のもと、児童・生徒への日頃からの指導や日常会話からの状況の把握、保護者も含めた面談の実施、悩みごとアンケートの実施など、早期発見、早期解決のための取組を実施しているとのことであった。また、警察や外部講師による講演など、関係機関と連携している取組も見受けられた。

加えて、近年問題となっているヤングケアラーについても、家庭の状況を把握し、スクールカウンセラーや訪問相談員との情報共有を行うなど、問題意識を高く持っていることもうかがえた。

いじめやヤングケアラーなどの問題については、早期発見することが非常に重要である一方、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われると言われており、また、ヤングケアラーは家庭内のことであったり、本人や家族に自覚がなかったりすると言われていたことなどから、児童生徒のささいな変化を教職員が気付く力を高めていくことが必要であると考えます。

いじめやヤングケアラーなどの問題については、引き続き関係機関と連携して対応するとともに、教職員が児童生徒の変化に気付く力を高めていくための取組を進めていくことを期待する。

(11) 静岡型小中一貫教育について

静岡型小中一貫教育については、令和 5 年市議会 9 月定例会の市民環境教育委員会（令和 5 年 10 月 3 日）において、教育委員会事務局から「本市では、令和 4 年 4 月に静岡型小中一貫教育が全市一斉にスタートして、本年度は 2 年目です。ただ、平成 29 年から準備を進めてきたため、全てのグループで実質的に 7 年近く取組が進められて

おります。」との説明があり、全てのグループで平成 29 年からの取組があり、その蓄積を基に小中一貫教育が推進されている旨の認識が示されている。

長田西中学校及び長田北小学校に小中一貫教育の成果、課題等について質問したところ、両校の回答の中で「始まってまだ 3 年…」と認識している旨の発言があった。

全市一斉にスタートした令和 4 年を起点とした 3 年目の取組なのか、準備を開始した平成 29 年を起点とした 8 年目の取組なのか、基本的な部分において教育委員会事務局と監査対象校との間で認識に差があるように感じられた。

長田西中グループでは、ソーシャルスキルトレーニングの授業を 3 校で行い成果が上がっているとの説明や、中 1 ギャップが少なくなっていると認識している旨の説明もあり、また、挨拶を中心に地域とのつながりを強化する取組も行っているとのことであった。

このように、学校現場では、地域とも連携した取組が進められているが、静岡型小中一貫教育を、児童生徒、教職員、地域にとって、より良い制度としていくためには、教育委員会事務局と学校とが共通の認識を持った上で、個々の学校の実情に応じて取り組んでいくことが必要となる。そして、個々のグループの課題や成果を他のグループとも共有し、共に検証・改善に取り組むことで、本市全体の教育環境の向上に繋げていくことが求められている。

今後も教育委員会と学校との連携をより一層緊密にし、共通認識の下で小中一貫教育が推進されていくことを期待する。

(12) 緊急時の各家庭への連絡方法について

長田北小学校では、8 月末の降雨に伴い、「登校見合わせ」のメールを送信したところ、保護者に正しく伝わらない事例がみられたとのことであった。

緊急時の連絡は、正しく迅速に伝わるものが求められるため、送信する「文言」の意味について、送信者、受信者が共通認識を持つことが必要となる。

災害発生時の対応については、年度当初に児童・生徒、保護者に周知しているとのことであるが、「どの文言が届いたら、どのような行動を取ればよいのか。」について、送信者である学校と、受信者である「保護者」の双方が共通の認識を持てるよう、取組を強化していく必要がある。

また、緊急時のメールの内容が、送信者の意図するとおりに伝わらなかったという今回の事例は、長田北小学校だけの課題ではなく、全市的な課題として捉えるべきものである。

小学校と中学校の双方からメールを受ける保護者がいること、教職員の異動があること、児童生徒の市内での転校も想定されることなどから、メッセージの「文言」が学校によって異なるのは、好ましいものではないと思われるので、メールの内容が「分かりやすい文言」となるよう、教育委員会事務局が中心となって全市的に取り組むことを望むものである。